

## 計画相談支援セルフプランについて

### 1. 経過と目的

平成24年度より計画相談支援が始まり、現状ではほぼ全ての方が相談支援事業所を通して支援計画を作成していますが、制度開始から7年が経過した中で、単一サービスの方も多く、ご自身や保護者の方による作成が可能な利用者も次第に多くなってきていると考えられます。ご自身や保護者が計画策定に取り組むことで、自身の状態を把握し、自立を促すことができるものと考えます。また、障害福祉サービスの新規利用者は年々増加し、利用までに時間を要していることから、新規申請者が待たされる課題も軽減される効果も期待できます。

そこで、セルフプランを希望する方々へセルフプランを利用しやすくなるよう運用の見直しと環境整備をします。

### 2. セルフプランのメリット・デメリット

#### 【メリット】

- 自身の思いを直接プランに反映できる。
- 必要なサービスをスムーズに利用できるようになり、真の自立支援につながる。
- 障がい児については、単なる育児支援ではなく、親自身が子どもの成長を見通した支援を理解することができる。

#### 【デメリット】

- 担当者会議やモニタリングが実施されない。
- サービス提供事業所との調整を自身が行わなければならない。

### 3. セルフプラン対象者

本人や保護者の希望が大前提となります。さらに、現在関わっている支援者から、セルフプランの作成が可能だとの意見がいただける方を想定しています。具体的には、自己の課題が認識でき、単体のサービスのみを利用の方。(A型、GH利用者、障害児通所支援等)

### 4. セルフプラン利用のための整備

- セルフプラン専用の簡単な様式
- 申請までのわかりやすいフロー

### 5. その他

- セルフプラン移行後の相談先として、障がい者相談支援センターやサービス提供事業所において、日常の困りごとや福祉サービスの情報提供などの相談ができます。
- セルフプラン移行後、経過によって相談支援事業所に戻ることも可能です。



### 障害福祉サービス・障害児通所支援の申請から利用までの手続き

相談・申請  
〔お住まいの区の区役所福祉課〕

サービス等利用計画案の作成依頼

サービス等利用計画案の作成を  
相談支援事業者に依頼

調査

サービス等利用計画案  
(相談支援事業者作成)の提出

サービス等利用計画案  
(セルフプラン)の提出

支給決定・受給者証の交付

サービス担当者会議の開催

サービス等利用計画の作成

事業者との利用契約・サービス利用開始

モニタリングの実施

計画相談支援 (障害児相談支援)

セルフプラン

本人

区役所福祉課

相談支援事業所